

国立大学法人高知大学公用車運用管理規則

平成 27 年 3 月 11 日
規 則 第 93 号

最終改正 令和 5 年 4 月 7 日規則第 2 号

国立大学法人高知大学自動車運用管理規則（平成 16 年規則第 102 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）が所有する自動車（以下「公用車」という。）の運用及び管理については、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 本学の役員並びに国立大学法人高知大学職員就業規則第 3 条第 1 項及び第 2 項に掲げる者をいう。
- (2) 部局 各学系、各学部（附属施設を含む。）、大学院総合人間自然科学研究科、保健管理センター、各学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、各機構等及び事務局をいう。
- (3) 共用公用車 次号以外の公用車をいう。
- (4) 部局専用公用車 専ら当該部局において運用及び管理を行う公用車をいう。
- (5) 登録運転者 第 6 条第 3 項の公用車運転者登録台帳に登録された者をいう。

（総括管理者）

第 3 条 本学に公用車の運用及び管理に関する事務を総括するために総括管理者を置く。

2 総括管理者は、財務部長をもって充てる。

（管理者及び管理補助者）

第 4 条 公用車の運用及び管理に関する事務を適正かつ効率的に処理するために管理者及び管理補助者を置く。

2 管理者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 公用車運転者（以下「運転者」という。）の指導及び監督
- (2) 公用車使用承認の確認
- (3) 公用車の定期点検の確認

- (4) 公用車の運用及び管理に関する手続、記録等の整理保存
 - (5) 公用車の整備（修理を含む。）事項の確認
 - (6) 公用車の安全管理及び事故防止の措置
 - (7) 運転者に対する運行業務開始前及び運行業務終了後（当該運行日の始業時及び終業時で足りるものとする。）に行うアルコール検知器を利用した対面等による酒気帯びの有無の確認及び公用車運行記録簿への記録
 - (8) その他運用及び管理のため必要と認める事項
- 3 管理補助者は、管理者の業務を補佐する。
- 4 公用車の使用が数日にわたって行われるもの、休日に行われるものなど、第2項第7号の確認及び記録を管理者が行うことができない場合は、管理者は、管理補助者又はその他総括管理者が別に定める当該業務を補助する者に第4条第2項第7号の確認及び記録を行うよう指示し行わせるものとする。
- 5 共用公用車及び部局専用公用車の管理者及び管理補助者は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	管 理 者	管理補助者
朝倉地区の共用公用車	財務部経理課長	財務部経理課総括係長
岡豊地区の共用公用車	医学部・病院事務部会計課長	医学部・病院事務部会計課 医学部担当係長
物部地区の共用公用車	総務部物部総務課長	総務部物部総務課会計係長
部局専用公用車	所有する部局の事務担当課長 (室長)	所有する部局の事務担当係長

(使用の原則)

第5条 公用車は、本学の公務の円滑な遂行を図るために使用することとする。

- 2 公用車は、登録運転者でなければ運転することはできない。

(運転者の登録申請)

第6条 公用車を使用しようとする職員等及び公用車の運行を委託された事業者は、事前に別紙第1号書式の公用車運転者登録申請書（以下「申請書」という。）を総括管理者に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 総括管理者は、次条の基準により許可をするものとする。
- 3 総括管理者は、前項の許可を行った場合は別紙第2号書式の公用車運転者登録台帳に

公用車の運転者として登録するとともに、申請者に別紙第3号書式の公用車運転者登録証を交付するものとする。

- 4 前項の公用車運転者登録証の有効期間は、申請時における申請者の自動車運転免許証の有効期間とする。

(運転者の登録申請許可基準)

第7条 前条第2項の登録申請の許可基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 運転する公用車に応じた運転免許証を有すること。
- (2) 自動車運転免許取得後1年以上自動車を日常的に運転し、かつ、申請時においても引き続き運転していること。
- (3) 1年以内に運転免許の取消し又は停止の処分を受けたことがないこと。
- (4) 心身の状態が、傷病その他の理由により運転に不適合な状態にあると認められないこと。

- 2 前項第2号に規定する登録申請の許可基準にかかわらず、総括管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(管理者への申出)

第8条 登録運転者は、前条第1項の許可基準に該当しなくなった場合は、速やかに総括管理者へ申し出なければならない。

(使用の承認)

第9条 公用車を使用しようとする登録運転者は、使用の都度第6条第3項で交付を受けた公用車運転者登録証を管理者又は管理補助者に提示し、承認を受けなければならない。

(使用の特例)

第10条 学長等の連絡用として定時的に、又は随時に運行させる登録運転者については、前条に規定する手続を省略することができる。

(安全運転管理者の任務)

第11条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3の規定に基づき、乗車定員11人以上の自動車を1台以上使用又は、その他の自動車を5台以上使用する地区に安全運転管理者を設置し、朝倉地区、岡豊地区、物部地区の管理者をもってその任に充てるものとする。

- 2 安全運転管理者は、法の規定を遵守し、公用車の適正かつ効率的な運行を図るため、登録運転者を掌握し、指揮するものとする。

(登録運転者の任務)

第 12 条 登録運転者は、公用車の運行に際しては、いかなる場合においても関係法令の定めるところにより、安全を第一とし、事故防止に努めなければならない。

2 公用車を運行しようとする運転者は、運行業務開始前及び運行業務終了後（当該運行日の始業時及び終業時で足りるものとする。）に管理者（管理者が別の者に行うようあらかじめ指示する場合は当該者）が行うアルコール検知器を利用した酒気帯びの有無の確認を受けなければならない。酒気帯びが確認されたとき及び確認を受けることができないときは、運転者は公用車を運行してはならない。

3 登録運転者は、運行開始前に始業点検を行い、車両に整備の不備がないことを確認した上で、運行を開始しなければならない。なお、整備不良を発見した場合は、管理者に報告するとともに運行を中止しなければならない。

4 登録運転者は、運行終了後に終業点検を行い、車両に破損等異常がないかを確認しなければならない。なお、異常を発見した場合は、管理者に報告しなければならない。

(整備基準)

第 13 条 総括管理者は、自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）の定めるところにより、公用車の整備を行うものとする。

2 総括管理者は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 49 条第 1 項に規定する定期点検整備記録簿を備えなければならない。

3 総括管理者は、道路運送車両法第 50 条の規定に基づく整備管理者を選任しなければならない。

(修理)

第 14 条 登録運転者は、公用車の修理を必要とするときは、管理者に報告しなければならない。ただし、簡易な修理、調整等については、自ら行うものとする。

2 管理者は、前項の報告を受けたときは、その修理箇所等を点検の上、必要と認めるときは、速やかに所要の措置をとるものとする。

3 登録運転者は、運行中に故障が生じた場合において自ら修理することが不可能であるときは、直ちに管理者に報告して所要の措置を求めなければならない。

4 登録運転者は、故障に際して管理者の許可なく修理を依頼し、又は修理人を指定してはならない。

(給油及び記録報告)

第 15 条 登録運転者は、常に公用車の運行に支障のないよう燃料を補給しておかなければならない。

2 登録運転者は、運行状況及び燃料補給量等を別紙第 4 号書式の公用車運行記録簿に記録し、管理者に報告しなければならない。

(事故発生の際の措置)

第 16 条 登録運転者は、運行中に事故が生じたときは、直ちに応急の措置をとるとともに管理者に通報してその指示を受けなければならない。

2 管理者は、前項の通報を受けたときは、直ちに所轄警察署の現場検証に立ち会うとともに、事故の原因を詳細に調査し、総括管理者を経由して学長に報告しなければならない。

3 登録運転者は、運行中に事故が生じたときは、現場において被害者又は加害者その他の関係者に対して、事故の責任等について承諾をし、又は損害に対する補償等に関し一切の取決めをしてはならない。

4 管理者は、運行中に事故が生じたときは、必要に応じ当該公用車に乗車していた者からその状況等について報告を求めるものとする。

(運転者登録の取消し措置)

第 17 条 総括管理者は、登録運転者から第 8 条に規定する申し出を受けたときは、当該運転者登録の取消し措置を講ずるものとする。

2 総括管理者は、前条に規定する事故を発生させた登録運転者、その他この規則に定める義務を怠った登録運転者に対し、当該運転者登録の取消し措置を講ずることができるものとする。

(雑則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、公用車の運用管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 高知大学農学部自動車管理運行規則（平成 16 年規則第 288 号）は、廃止する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第102号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第132号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月7日規則第2号）

この規則は、令和5年4月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

公用車運転者登録申請書

申請日 年 月 日

総括管理者 殿

申請者
所属
職名
氏名

国立大学法人高知大学公用車運用管理規則第6条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

自動車運転免許証取得年月日 年 月 日
自動車運転免許証有効期限 年 月 日

なお、申請に当たっては、下記の事項を誓約します。

- ・1年以内に運転免許の取消し又は停止の処分を受けていません。
- ・心身の状態が、傷病その他の理由により運転に不適格な状態ではありません。
- ・運転免許の取消し又は停止の処分を受けた場合、また、心身の状態が運転に不適格な状態となった場合には速やかに総括管理者に報告します。
- ・公用車を運行しようとするときは、運行業務開始前及び運行業務終了後は、管理者等が行う酒気帯びの有無の確認を必ず受けることを確約します。また、確認を受けずに運行した場合は、公用車運転者登録の取り消しを受けることに異議申し立ては行いません。
(注) 申請時に運転免許証（表・裏）のコピーを添付すること。

公用車管理者記入欄

登録年月日 年 月 日

登録有効期限 年 月 日

登録台帳番号 ー

※申請書及び運転免許証に記載されている個人情報、公用車運用管理業務以外には使用いたしません。

別紙第3号書式（第6条関係）

公用車運転者登録証	登録台帳番号	—
所 属		
職 名		
氏 名		
登 録	年	月 日
有効期限	年	月 日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人高知大学公用車運用管理規則第6条第3項の規定に基づき公用車運転者登録証を交付します。 ・ 公用車を使用する場合、管理補助者に登録証を提示すること。 ・ 運転免許の取消し又は停止の処分を受けた場合、また、心身の状態が運転に不適格な状態となった場合には速やかに総括管理者に申し出ること。 <p style="text-align: center;">国立大学法人高知大学公用車総括管理者</p>		

印刷イメージ

公用車運転者登録証	登録台帳番号	—
所 属		
職 名		
氏 名		
登 録	年	月 日
有効期限	年	月 日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人高知大学公用車運用管理規則第6条第3項の規定に基づき公用車運転者登録証を交付します。 ・ 公用車を使用する場合、管理補助者に登録証を提示すること。 ・ 運転免許の取消し又は停止の処分を受けた場合、また、心身の状態が運転に不適格な状態となった場合には速やかに総括管理者に申し出ること。 <p style="text-align: center;">国立大学法人高知大学公用車総括管理者</p>		

別紙第4号書式（第15条関係）

公用車運行記録簿

管理者		管理補助者				
運行年月日	年 月 日		車名及び 車両番号			
使用者名			使用所属部署			
運転手名						
管理者等記入欄：酒気帯びの確認						
酒気帯びの 確認項目	確認 時間	確認者名	確認方法	検知器使用の 有無	検知器使用による 酒気帯びの有無	指示事項等
運行前	:		対 面 その他 ()	有・無	有・無	
運行後	:		対 面 その他 ()	有・無	有・無	
運行時間	運行前点検（外見・燃料・車内）確認 <input type="checkbox"/> 自 時 分 至 時 分 運行後点検（外見・燃料・車内）確認 <input type="checkbox"/>			ETC カード 利用の有無		
用務内容	（ 教育 ・ 研究 ・ その他 ） 該当するものに○を付してください。					
用務先			路 程	走行前	km	
				走行後	km	
				走行距離	km	
			燃料補給量	リットル		
備 考						

※ この様式は1日単位で記録すること。